

平成 25 年度第 2 回香川県動物愛護推進懇談会 要旨

日時：平成 25 年 11 月 7 日（木）13:30～15:30
場所：香川県庁本館 12 階 大会議室

【略語】

動物愛護管理法：動物の愛護及び管理に関する法律

基本指針：動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進させるための基本的な指針
（環境省告示）

推進計画：香川県動物愛護管理推進計画

懇談会：香川県動物愛護推進懇談会

連絡会：香川県動物愛護推進連絡会

1 あいさつ（香川県動物愛護推進懇談会 中山会長）

前回の懇談会でも議論したが、推進計画は、平成 20 年度に 10 年計画として始まり、現在 5 年を経過したところである。その間、動物愛護管理法の改正や東日本大震災等、動物を取り巻く環境や社会情勢は大きく変化し、人と動物との関わり方を見直す必要性が高まっている。

また、地元紙で報道されたように、香川県は、行政が収容した犬の殺処分率が全国的に見ても非常に高く、取り組むべき課題となっている。

以上のことをふまえて、現在、作業部会（※）が推進計画の見直し作業を進めているところであり、本日の懇談会では、委員の皆様に見直し骨子案を示させていただく。今後の更なる検討材料とするためにも、忌憚のないご意見を頂戴したい。

※ 香川県動物愛護推進連絡会設置要綱に基づいて設置。香川県及び高松市の職員により構成されている。

2 議題

（1）香川県動物愛護管理推進計画の見直しについて

事務局からの説明

- ・動物愛護管理法の改正に伴い基本指針が改正されたため、基本指針に則して作成した県の推進計画についても、見直す必要がある。
- ・推進計画の見直しにあたっては、担当職員で構成する作業部会が案を作成し、懇談会で諮問後、パブリックコメントを実施し、連絡会で決定する。

▼資料 1：香川県動物愛護管理推進計画の見直しについて

▼参考資料：動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（環境省告示）

▼参考資料：香川県動物愛護管理推進計画「人と動物との調和のとれた共生社会づくり」 《平成 20 年 4 月～平成 30 年 3 月》

(2) 計画策定に伴う検討事項について

作業部会からの説明

- ・県の推進計画では、具体的な取組みとして、「動物は家族の一員に向けて」「動物は地域の一員に向けて」「人と動物の未来に向けて」「人と動物が安心できる今をつくる」という4セクションに分け、11の施策を展開している。
- ・現在、作業部会で推進計画の見直し素案作成を進めているが、従来の推進計画と方向性は大きく変わるものではない。具体的な取組と施策の部分では、整理統合が必要である。

▼資料2 : 香川県動物愛護管理推進計画の項目(案)

▼資料3 : 動物の愛護及び管理に関する現状と課題

委員からの質問・意見

<犬猫の殺処分減少に向けた取組みについて>

●寺島委員

新聞で、香川県は犬猫の殺処分数が多いと報道されていたが、推進計画の見直し検討事項において、殺処分減少に向けた具体的な取組みは考えているか。

◇事務局(香川県)

新聞報道や動物愛護管理法改正をふまえ、香川県としても殺処分数を減少させるための施策が必要だと考えている。

行政に収容される動物の数を減らすという観点からは、終生飼養、避妊・去勢手術の実施、所有者明示措置の実施等、飼い主の責任について、これまで以上に啓発していかなければならない。

一方、収容された動物の返還・譲渡数を増やすという観点からは、動物愛護管理法改正により、行政に返還・譲渡の努力義務が課せられたこともあり、収容期間の延長や譲渡ボランティア制度の創設をすでに行っている。即効性はないかもしれないが、今後も返還・譲渡が増えるよう、取組みを強化していきたい。

◇事務局(高松市)

高松市も殺処分数が多く、香川県とともに検討、対策を進めているところである。

市には、保護した犬猫を保管するための施設がなく、県に業務委託しているが、保管スペースの問題もあるため保管期間を延長するにも限界がある。市としては、犬猫の譲渡や動物愛護の推進・啓発を図るための拠点施設を早々に整備する必要があると考える。その場合、県と市がそれぞれ独自に施設を整備するよりも、両者が協力し、1つの動物愛護拠点を作ることが望ましいのではないか。ただ、施設はあくまでも“ツール”であり、施設をどのように運営・活用するかが重要である。今後も、県と足並みを揃えて、動物愛護管理施策を進めていきたい。

◇事務局（香川県）

県と市で協議する場を設け、どのような機能や体制のものがあれば、動物愛護管理行政にとって有効であるのか、ともに検討していきたい。

●山本委員：動物愛護の拠点施設について、災害対策について

住民の間でも、動物愛護に対する考え方というのは千差万別であり、行政としても対応に苦慮することがある。県が主導して動物保管施設を整備し、県内市町がその流れに沿って上手く仕組みを作っていくことを希望する。

<特定動物に関する施策について>

●中山会長

推進計画見直しの検討事項において、特定動物については、「動物は家族の中の一員に向けて」と「動物は地域の一員に向けて」のそれぞれの取組みの中で記述されている。特定動物という制度の趣旨は、動物による危害の発生を防止することにあるので、一括りにまとめた形で表現するのがよい。

◇作業部会

特定動物については、エキゾチックアニマル等、個人がペットとして飼育する場合と、動物取扱業者が扱う場合とで分けて考えていたが、ご指摘のとおりであるので、今後整理したい。

●山本委員

東日本大震災の発生を受け、現在、地域防災計画の見直しが進められているが、地域防災計画と推進計画は、どのように関連していくのか。

◇事務局

香川県地域防災計画の中でも「被災動物の救護」が取り上げられており、一方で推進計画に災害発生時の特定動物による危害防止を盛り込む等、両計画は互いにリンクしている。また、各市町単位で策定している地域防災計画の中にも、愛玩動物の救護についての項目がある。推進計画の見直しにあたっては、地域防災計画と連携させながら進めていきたい。

被災動物対策において、県の基本的役割としては、避難所での動物の保管に係る資材の提供、飼養管理に関するボランティアのコーディネート、市町や関係機関への情報提供等が挙げられる。一方、飼育されている個々の動物については、環境省の示したガイドラインにもあるとおり、同行避難（飼い主とペットと一緒に避難すること）が原則である。また、各市町には、避難場所において被災動物を飼養保管するためのスペース選定・確保をお願いしたい。

（3）犬猫の譲渡事業の見直しについて

事務局からの説明

- ・改正動物愛護管理法において、行政に収容動物の返還・譲渡の努力義務が課せられた。

- ・譲渡の促進を図るため、香川県と高松市はそれぞれ、本年9月20日から「譲渡ボランティア制度」を開始した。
- ・譲渡ボランティアとは、保健所に収容された犬猫を行政から譲り受け、飼養保管し、終生飼養者を探す個人又は団体のこと。なお、登録を希望する場合には、一定の条件を満たすことが必要となる。

▼資料4 : 犬・猫の譲渡ボランティア募集チラシ（香川県版・高松市版）

委員からの質問・意見

<譲渡ボランティア制度について>

●中山会長

香川県と高松市は、これまでも犬猫の譲渡事業を実施してきたが、今回新たに創設された譲渡ボランティア制度は、行政とボランティアが協働して事業に取り組むという面で、非常に期待をしている。制度のPR等、今後はどのような展開を考えているか。

◇事務局

今年9月からスタートしたばかりの制度であり、譲渡ボランティア登録数は、まだまだ少ない。制度の周知、譲渡候補動物の県ホームページへの掲載、保健所・譲渡ボランティア共同の犬猫譲渡会の実施等を検討していきたい。

●長尾委員

犬猫の譲り受け希望者への対応は、譲渡ボランティアが行うのか。それとも行政が対応するのか。

ホームページでの情報提供だけであれば、インターネットを利用しない人は見られない。市町の広報誌や新聞に掲載してはどうか。

動物のエサ代等、費用は全てボランティアが負担するのか。

◇事務局

(譲り受け希望者に対する対応について)

譲渡ボランティアの希望に沿いたい。例えば、直接、譲り受け希望者からの連絡を受けてもよいという場合は、譲渡ボランティアの連絡先を県ホームページで公開させていただく。反対に、直接やりとりしたくない場合は、連絡先を公開せず、保健所が間に入って連絡を取り合う。

(インターネット以外の媒体利用について)

予算の都合もあり、掲載料がかかるものについて今後の検討事項としたい。無料かつ情報の拡散が期待できるということで、ホームページを活用したい。また、ボランティア活動をされている方は、ご自身で何がしかの広報媒体を持っていることも多いので、それらの活用も検討したい。

(エサ代等の費用負担について)

譲渡ボランティア制度は、ボランティアに犬猫を譲り渡す制度なので、一旦、譲り渡した動物については、ボランティアに費用を負担していただくことになる。しかし、犬の登録、狂犬病予防注射、各種感染症ワクチンの接種等については、最終的に飼養する者が負担するという方法もある。行政としても、飼い主には「動物を飼うには費用がかかる」という認識を持っていただきたい。ボランティアだからといって、すべてが無償、という考え方ではない。

●保田委員

譲渡ボランティア制度は、計画が甘いのではないか。9月からスタートし、2ヶ月経過時点で3件しかボランティア登録がないということであれば、今後もそれほど登録数の増加は期待できない。

譲渡ボランティアに対して経費補助をしなければ、制度を軌道に乗せることは難しいのではないか。譲渡ボランティアに渡した後のことまで、きちんと考えていただきたい。

また、この制度は、動物愛護の拠点施設が整備されるまでの一時的な対策であると考えられる。施設整備には費用の問題もあるが、施設が整備されない限り殺処分数は減らないと思う。以上、要望ということでお伝えしたい。

●三野委員

譲渡ボランティア制度は内容が分かりにくい。保健所が実施している犬猫譲渡事業を手伝うボランティアなのかと思った。

また、譲渡ボランティアが犬猫を引き受けても、終生飼養者が見つからない場合もあると思うが、その場合はどうするのか。

◇事務局

制度上、譲渡ボランティアに犬猫を譲り渡す形になっており、責任を持って、次の飼い主（終生飼養者）を探していただくことになっている。この点が、譲渡ボランティア登録数が増えない原因になっていることも考えられる。

<災害対策について>

●三野委員

以前、地域活動で「防災ゲーム」というものを行った。避難所で、ペット連れの人とそうでない人がうまく生活していくにはどうすればよいのかシミュレーションをしたが、その1か月後に東日本大震災が発生し、報道を通して現実を目の当たりにした。災害発生時に備えたマニュアルの整備や情報発信が非常に重要である。

また、動物に対する考え方というものは、個人差が大きい。動物を家族のように可愛がる人もいれば、モラルのない飼い主もおり、そのような状況下で動物愛護管理について考えなければならないことの難しさを感じる。

●椎木委員

災害発生時の避難所運営等には、地域住民の協力が不可欠である。県には、平常時から、飼い主に対する知識の普及等をぜひお願いしたい。

◇事務局

被災時には、動物に対して様々な考え方をを持った人たちが同じ避難所で過ごすことになり、動物に関する問題が必ず発生する。避難所マニュアルの整備、訓練の実施等を通じて、様々な事態を想定することが大切だと考えている。

●保田委員

動物愛護センターがあったとしても、災害発生時には、たちまちパンク状態になるだろう。そこで、プレハブ等の仮設施設を建設するための用地を、あらかじめ選定・確保してはどうか。災害が起こる前に考え備えることが、何より重要である。

また、仮設施設の場合、夏期の暑さ対策が難しい。東日本大震災では、高速道路の高架下にプレハブを建てて暑さを凌いでいた。福島県では、パチンコ店の跡地に被災動物用シェルターを設置していた。そこは土地も広く、屋根のある自転車置き場を犬の繋留場所や運動場として利用していた。参考にしてほしい。

◇事務局

被災時は同行避難が原則ではあるが、動物の逸走や放逐等も起こるため、動物を収容する施設や場所を含めて、対策を検討していきたい。

<その他>

●中山会長

今後のスケジュールとしては、来年の年明け早々に第3回懇談会を開催し、推進計画の見直しについて議論する予定である。今回、資料を事前配布し、委員の皆様にお目通しいただくことができなかった。より良い推進計画を作るためにも、事務局には、事前の資料配布をお願いしたい。

閉会のあいさつ（香川県健康福祉部 山田次長）

特定動物に関する事項、災害発生時における被災動物に関する事項については、本日のご議論・ご提言の内容をふまえて推進計画の見直し素案を作成していきたい。

犬猫の殺処分減少への取組みについては、動物愛護管理法の改正と推進計画の見直しを契機として、対策を前進させたい。

香川県と高松市は、共通の問題認識を持っており、両方で協議する場を早急に設け、ソフトとハードの両面から考えたい。次回懇談会では推進計画の見直し素案を示し、ご審議をお願いする予定であるので、事前に資料を間に合わせてご案内させていただきたい。

以 上